

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4687722号
(P4687722)

(45) 発行日 平成23年5月25日(2011.5.25)

(24) 登録日 平成23年2月25日(2011.2.25)

(51) Int.Cl.		F I			
HO4N	1/00	(2006.01)	HO4N	1/00	107A
G06F	13/00	(2006.01)	HO4N	1/00	C
			G06F	13/00	510A
			G06F	13/00	560A

請求項の数 9 (全 26 頁)

(21) 出願番号	特願2008-23633 (P2008-23633)	(73) 特許権者	000005267
(22) 出願日	平成20年2月4日(2008.2.4)		ブラザー工業株式会社
(65) 公開番号	特開2009-188493 (P2009-188493A)		愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
(43) 公開日	平成21年8月20日(2009.8.20)	(74) 代理人	110000110
審査請求日	平成22年2月2日(2010.2.2)		特許業務法人快友国際特許事務所
		(72) 発明者	古川 顕寛
			愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
			ブラザー工業株式会社内
		(72) 発明者	安藤 智子
			愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
			ブラザー工業株式会社内
		審査官	松尾 淳一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 スキャナ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

スキャナであって、

スキャン対象物をスキャンしてスキャンデータを作成するスキャンデータ作成手段と、
スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータを記憶するスキャンデータ記憶手段と、

前記スキャナによって生成される認証情報を表示する認証情報出力手段と、

スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが送信されるべきデバイスに向けて、認証情報出力手段によって表示される前記認証情報を送信せずに、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報を送信するロケーション特定情報送信手段と、

スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが送信されるべき前記デバイスのIPアドレスと、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定する前記ロケーション特定情報と、認証情報出力手段によって表示される前記認証情報と、
が対応づけられている情報を記憶するデバイス-ロケーション記憶手段と、

前記デバイスから、前記ロケーション特定情報と、前記ユーザによって前記デバイスに入力される前記認証情報と、の組合せを受信する受信手段と、

受信手段によって受信された組合せに含まれる前記ロケーション特定情報と、当該組合せに含まれる前記認証情報と、当該組合せの送信元である前記デバイスの前記IPアドレスと、
が対応づけられている情報がデバイス-ロケーション記憶手段に記憶されているこ

10

20

とを条件として、前記IPアドレスによって特定される前記デバイスに向けて、前記ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されている前記スキャンデータを送信するスキャンデータ送信手段と
を備えるスキャナ。

【請求項2】

前記スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータを、前記認証情報出力手段によって出力された前記認証情報をキーとして暗号化する暗号化手段をさらに備え、

前記スキャンデータ送信手段は、暗号化手段によって暗号化された前記スキャンデータを送信する

10

ことを特徴とする請求項1に記載のスキャナ。

【請求項3】

自身が暗号化通信プロトコルを利用して前記スキャンデータを送信することが可能であるのか否かを判断する判断手段をさらに備え、

判断手段によって肯定的に判断された場合に、(1)前記暗号化手段は、前記スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータを暗号化せず、(2)前記スキャンデータ送信手段は、暗号化されていない前記スキャンデータを送信し、

判断手段によって否定的に判断された場合に、(1)前記暗号化手段は、前記スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータを暗号化し、(2)前記スキャンデータ送信手段は、前記暗号化手段によって暗号化された前記スキャンデータを送信する

20

ことを特徴とする請求項2に記載のスキャナ。

【請求項4】

前記判断手段によって肯定的に判断された場合に、前記ロケーション特定情報送信手段は、暗号化通信プロトコルのスキーム文字列を含む前記ロケーション特定情報を送信し、

前記判断手段によって否定的に判断された場合に、前記ロケーション特定情報送信手段は、非暗号化通信プロトコルのスキーム文字列を含む前記ロケーション特定情報を送信する

ことを特徴とする請求項3に記載のスキャナ。

【請求項5】

スキャンデータのデータ形式を入力するデータ形式入力手段をさらに備え、

前記スキャンデータ作成手段は、データ形式入力手段に入力されたデータ形式に基づいて前記スキャンデータを作成し、

前記ロケーション特定情報送信手段は、前記スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定する前記ロケーション特定情報と、当該スキャンデータのデータ形式を特定するデータ形式特定情報とを送信する

ことを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載のスキャナ。

30

【請求項6】

前記データ形式入力手段に複数パターンのデータ形式が入力された場合に、前記スキャンデータ作成手段は、前記データ形式入力手段に入力された前記複数パターンのデータ形式に基づいて前記スキャンデータを作成し、

前記ロケーション特定情報送信手段は、前記データ形式入力手段に入力された前記複数パターンのデータ形式のそれぞれについて、前記ロケーション特定情報と、当該パターンのデータ形式を特定する前記データ形式特定情報とを送信し、

前記受信手段は、前記ロケーション特定情報と前記認証情報と少なくとも1つの前記データ形式特定情報との組合せを受信し、

前記スキャンデータ送信手段は、前記受信手段によって受信された組合せに含まれる前記ロケーション特定情報と、当該組合せに含まれる前記認証情報と、当該組合せの送信元である前記デバイスの前記IPアドレスと、前記が対応づけられている情報が前記デバイス-ロケーション記憶手段に記憶されていることを条件として、当該組合せに含まれる前記データ形式特定情報によって特定されるデータ形式の前記スキャンデータを送信する

40

50

ことを特徴とする請求項 5 に記載のスキヤナ。

【請求項 7】

前記ロケーション特定情報送信手段は、前記スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが複数のファイルによって構成される場合に、前記複数のファイルを格納しているフォルダのロケーションを特定する前記ロケーション特定情報を送信することを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれかに記載のスキヤナ。

【請求項 8】

前記ロケーション特定情報送信手段は、前記スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定する前記ロケーション特定情報と、前記スキャンデータのサムネイル画像データとを送信する

10

ことを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれかに記載のスキヤナ。

【請求項 9】

スキヤナに搭載されるコンピュータに、以下の各処理、即ち、
スキャン対象物をスキャンしてスキャンデータを作成するスキャンデータ作成処理と、
スキャンデータ作成処理で作成された前記スキャンデータを記憶するスキャンデータ記憶処理と、

前記スキヤナによって生成される認証情報を表示する認証情報出力処理と、

スキャンデータ作成処理で作成された前記スキャンデータが送信されるべきデバイスに向けて、認証情報出力処理で表示される前記認証情報を送信せずに、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報を送信するロケーション

20

特定情報送信処理と、
スキャンデータ作成処理で作成された前記スキャンデータが送信されるべき前記デバイスの IP アドレスと、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定する前記ロケーション特定情報と、認証情報出力処理で表示される前記認証情報と、が対応づけられている情報を記憶するデバイス - ロケーション記憶処理と、

前記デバイスから、前記ロケーション特定情報と、前記ユーザによって前記デバイスに入力される前記認証情報と、の組合せを受信する受信処理と、

受信処理で受信された組合せに含まれる前記ロケーション特定情報と、当該組合せに含まれる前記認証情報と、当該組合せの送信元である前記デバイスの前記 IP アドレスと、が対応づけられている情報がデバイス - ロケーション記憶処理で記憶されたことを条件として、前記 IP アドレスによって特定される前記デバイスに向けて、前記ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されている前記スキャンデータを送信するスキャンデータ送信処理と

30

を実行させることを特徴とするコンピュータプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、スキャンデータを外部に送信することができるスキヤナに関する。

【背景技術】

【0002】

下記の特許文献 1 には、スキャンデータを外部に送信することができるスキヤナが開示されている。このスキヤナは、スキャンデータを作成して記憶することができる。スキヤナは、スキャンデータが記憶されている URL (Uniform Resource Locator) を電子メールに記述し、その電子メールを他のデバイスに送信する。このデバイスは、電子メールに記述されている URL にアクセスすることによって、スキャンデータをダウンロードする。

40

【0003】

【特許文献 1】特開 2006 - 311344 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

50

【 0 0 0 4 】

上述したように、特許文献 1 に開示されているスキャナは、スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報（上記の例では URL）を他のデバイスに送信することができる。スキャナからデバイスにロケーション特定情報が送信される過程において、ロケーション特定情報が第三者によって盗み見られる可能性がある。この場合、このロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されているスキャンデータが第三者によって盗み取られる可能性がある。本明細書では、スキャンデータが第三者によって盗み取られる事象が発生することを抑制することができる技術を開示する。

【課題を解決するための手段】

10

【 0 0 0 5 】

本発明のスキャナは、スキャン対象物をスキャンしてスキャンデータを作成するスキャンデータ作成手段と、スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータを記憶するスキャンデータ記憶手段と、前記スキャナによって生成される認証情報を表示する認証情報出力手段と、スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが送信されるべきデバイスに向けて、認証情報出力手段によって表示される前記認証情報を送信せずに、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報を送信するロケーション特定情報送信手段と、スキャンデータ作成手段によって作成された前記スキャンデータが送信されるべきデバイスの IP アドレスと、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定する前記ロケーション特定情報と、認証情報出力手段によって表示される前記認証情報と、が対応づけられている情報を記憶するデバイス - ロケーション記憶手段と、前記デバイスから、前記ロケーション特定情報と、前記ユーザによって前記デバイスに入力される前記認証情報と、の組合せを受信する受信手段と、受信手段によって受信された組合せに含まれる前記ロケーション特定情報と、当該組合せに含まれる前記認証情報と、当該組合せの送信元である前記デバイスの前記 IP アドレスと、が対応づけられている情報がデバイス - ロケーション記憶手段に記憶されていることを条件として、前記 IP アドレスによって特定される前記デバイスに向けて、前記ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されている前記スキャンデータを送信するスキャンデータ送信手段とを備える。

20

本明細書によって開示される一つの形態のスキャナは、スキャンデータ作成手段とスキャンデータ記憶手段とロケーション特定情報送信手段とデバイス - ロケーション記憶手段と受信手段とスキャンデータ送信手段とを備える。スキャンデータ作成手段は、スキャン対象物をスキャンしてスキャンデータを作成する。スキャンデータ記憶手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータを記憶する。ロケーション特定情報送信手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータが送信されるべきデバイスに向けて、当該スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報を送信する。上記の「スキャンデータが送信されるべきデバイス」は、スキャン毎にユーザによって設定されてもよいし、ユーザによって予め設定されていてもよいし、他の手法によって決められてもよい。このデバイスの例として、パーソナルコンピュータ、サーバ、プリンタ、携帯端末（携帯電話、パーソナルデジタルアシスタント（PDA））等を挙げることができる。また、上記の「ロケーション特定情報」という用語は、最も広義に解釈されるべきものであり、スキャンデータが記憶されているロケーションを特定することができるあらゆる情報を含む概念である。「ロケーション特定情報」の例として、URI（Uniform Resource Identifiers）、URL、フォルダ名、ファイル名等を挙げることができる。

30

40

【 0 0 0 6 】

デバイス - ロケーション記憶手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータが送信されるべきデバイスを特定するデバイス特定情報と、当該スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報とが対応づけられている情報を記憶する。上記の「デバイス特定情報」という用語は、最も広義に解釈されるべ

50

きものであり、デバイスを特定することができるあらゆる情報を含む概念である。「デバイス特定情報」の例として、URI、URL、IPアドレス、MACアドレス等を挙げることができる。受信手段は、デバイス特定情報とロケーション特定情報との組合せを受信する。なお、「組合せを受信する」という用語は、「組合せを同時に受信すること」に限られない。一方の情報を受信するタイミングと他方の情報を受信するタイミングとの間に時間差があってもよい。スキャンデータ送信手段は、受信手段によって受信された組合せに含まれるデバイス特定情報とロケーション特定情報とが対応づけられている情報がデバイス-ロケーション記憶手段に記憶されていることを条件として、当該デバイス特定情報によって特定されるデバイスに向けて、当該ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されているスキャンデータを送信する。

10

【0007】

上記のスキャナは、スキャンデータが送信されるべきデバイス（以下ではデバイス特定情報を「X」とする）に向けて、そのスキャンデータのロケーション特定情報（以下では「Y」とする）を送信する。この結果、このデバイスのユーザは、スキャンデータのロケーション特定情報Yを知ることができる。スキャナは、デバイス特定情報Xとロケーション特定情報Yとを対応づけて記憶しておく（デバイス-ロケーション記憶手段に記憶される）。ロケーション特定情報Yの送信先のデバイスのユーザは、このデバイスを利用してロケーション特定情報Yにアクセスすることができる。この場合、デバイス特定情報Xとロケーション特定情報Yとの組合せがデバイスから送信され、スキャナによって受信される。このXとYの組合せは、デバイス-ロケーション記憶手段に記憶されている。この結果、スキャナは、ロケーション特定情報Yに対応するスキャンデータをデバイスに送信する。デバイスは、スキャンデータを取得することができる。一方において、第三者がロケーション特定情報Yを盗み見て、上記のデバイス以外のデバイス（以下ではデバイス特定情報を「Z」とする）を利用してロケーション特定情報Yにアクセスした場合、デバイス特定情報Zとロケーション特定情報Yとの組合せがスキャナによって受信される。このZとYの組合せは、デバイス-ロケーション記憶手段に記憶されていない。ロケーション特定情報Yに対応するスキャンデータが送信されない。これにより、スキャンデータが第三者によって盗み取られる事象が発生することを抑制することができる。

20

【0008】

第三者がロケーション特定情報Yを盗み見て、このロケーション特定情報Yの送信先のデバイス（デバイス特定情報X）を利用してロケーション特定情報Yにアクセスする可能性も否定できない。このような状況においてスキャンデータが第三者によって盗み取られないように、以下の構成を採用してもよい。即ち、上記のスキャナは、認証情報を出力する認証情報出力手段をさらに備えていてもよい。この「出力」という用語は、最も広義に解釈されるべきものであり、例えば、表示すること、音声出力すること、印刷すること、他のデバイスに送信すること等を含む概念である。デバイス-ロケーション記憶手段は、デバイス特定情報と、ロケーション特定情報と、認証情報出力手段によって出力された認証情報とが対応づけられている情報を記憶してもよい。受信手段は、デバイス特定情報とロケーション特定情報と認証情報との組合せを受信してもよい。スキャンデータ送信手段は、受信手段によって受信された組合せに含まれるデバイス特定情報とロケーション特定情報と認証情報とが対応づけられている情報がデバイス-ロケーション記憶手段に記憶されていることを条件として、当該デバイス特定情報によって特定されるデバイスに向けて、当該ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されているスキャンデータを送信してもよい。

30

40

【0009】

上記の構成によると、第三者は、認証情報を知り得ないために、スキャンデータを取得することができない。スキャンデータが第三者によって盗み取られることを効果的に抑制することができる。

【0010】

上記のスキャナは、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータを、認

50

証情報出力手段によって出力された認証情報をキーとして暗号化する暗号化手段をさらに備えていてもよい。この場合、スキャンデータ送信手段は、暗号化手段によって暗号化されたスキャンデータを送信してもよい。この構成によると、スキャンデータが第三者によって盗み取られることを効果的に抑制することができる。

【0011】

上記のスキャナは、自身が暗号化通信プロトコルを利用してスキャンデータを送信することが可能であるのか否かを判断する判断手段をさらに備えていてもよい。上記の「暗号化通信プロトコル」という用語は、最も広義に解釈されるべきものであり、暗号化通信を行なうあらゆるプロトコルを含む概念である。「暗号化通信プロトコル」の例として、HTT
HTTPS (Hypertext Transfer Protocol Security)、FTPS (File Transfer Protocol over SSL/TLS)、SFTP (Secure File Transfer Protocol) 等を挙げることができる。上記の判断手段によって肯定的に判断された場合に、暗号化手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータを暗号化しなくてもよい。この場合、スキャンデータ送信手段は、暗号化されていないスキャンデータを送信してもよい。一方において、上記の判断手段によって否定的に判断された場合に、暗号化手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータを暗号化してもよい。この場合、スキャンデータ送信手段は、暗号化手段によって暗号化されたスキャンデータを送信してもよい。この構成では、暗号化通信によってスキャンデータを送信することができる場合に、スキャンデータ自身を暗号化しない。これにより、スキャンデータの暗号化処理を省略することができ、スキャナの処理負担を軽減させることができる。

【0012】

上記の判断手段によって肯定的に判断された場合に、ロケーション特定情報送信手段は、暗号化通信プロトコルのスキーム文字列を含むロケーション特定情報を送信してもよい。この場合、デバイスが上記のロケーション特定情報にアクセスする際に、暗号化通信プロトコルが利用される。この結果、デバイスからのアクセスに対してスキャナがスキャンデータを送信する際にも、暗号化通信プロトコルが利用されることになる。スキャナは、暗号化通信プロトコルを利用してスキャンデータを送信することができる。一方において、上記の判断手段によって否定的に判断された場合に、ロケーション特定情報送信手段は、非暗号化通信プロトコルのスキーム文字列を含むロケーション特定情報を送信してもよい。上記の「非暗号化通信プロトコル」という用語は、最も広義に解釈されるべきものであり、暗号化通信を行わないあらゆるプロトコルを含む概念である。「非暗号化通信プロトコル」の例として、HTTP (Hypertext Transfer Protocol)、FTP (File Transfer Protocol)、CIFS (Common Internet File System)、SMB (Server Message Block) 等を挙げることができる。

【0013】

上記のスキャナは、スキャンデータのデータ形式を入力するデータ形式入力手段をさらに備えていてもよい。上記の「スキャンデータのデータ形式」という用語は、最も広義に解釈されるべきものであり、スキャンデータのデータ形式を特定するためのあらゆる項目を含む概念である。「スキャンデータのデータ形式」の例として、解像度、色彩情報(カラー、グレースケール、モノクロ、色数等)、ファイル形式(PDF、TIFF、JPEG等)、それらの組合せ等を挙げることができる。なお、ユーザは、スキャナの操作部を操作することによってスキャンデータのデータ形式を入力してもよい。この場合、上記の操作部がデータ形式入力手段に相当することになる。一方において、スキャンデータのデータ形式は、他のデバイスからスキャナに送信されてもよい。この場合、他のデバイスから送信されたデータ形式を受信する手段がデータ形式入力手段に相当することになる。スキャンデータ作成手段は、データ形式入力手段に入力されたデータ形式に基づいてスキャンデータを作成してもよい。ロケーション特定情報送信手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーショ

10

20

30

40

50

ン特定情報と、当該スキャンデータのデータ形式を特定するデータ形式特定情報とを送信してもよい。この構成によると、データ形式特定情報をデバイスに提供することができる。デバイスのユーザは、データ形式特定情報を見ることによって、スキャンデータのデータ形式を知ることができる。

【 0 0 1 4 】

データ形式入力手段に複数パターンのデータ形式が入力された場合に、スキャンデータ作成手段は、データ形式入力手段に入力された上記の複数パターンのデータ形式に基づいてスキャンデータを作成してもよい。なお、スキャンデータ作成手段は、上記の複数パターンのデータ形式のそれぞれについてスキャンデータを作成してもよい。また、スキャンデータ作成手段は、上記の複数パターンのデータ形式のそれぞれのスキャンデータを作成するためのベースとなるスキャンデータを作成してもよい。例えば、カラーと白黒の2つのデータ形式がデータ形式入力手段に入力された場合、スキャンデータ作成手段は、カラーのスキャンデータのみを作成してもよい。この場合、白黒のスキャンデータが必要になると、カラーのスキャンデータから白黒のスキャンデータを作成することができる。ロケーション特定情報送信手段は、データ形式入力手段に入力された上記の複数パターンのデータ形式のそれぞれについて、ロケーション特定情報と、当該パターンのデータ形式を特定するデータ形式特定情報とを送信してもよい。これにより、デバイスのユーザは、複数パターンのデータ形式を知ることができ、少なくとも1つのパターンのデータ形式を選択することができる。この場合、デバイス特定情報とロケーション特定情報と少なくとも1つのデータ形式特定情報との組合せがデバイスから送信され、この組合せがスキャナの受信手段によって受信される。スキャンデータ送信手段は、受信手段によって受信された組合せに含まれるデバイス特定情報とロケーション特定情報とが対応づけられている情報がデバイス・ロケーション記憶手段に記憶されていることを条件として、当該組合せに含まれるデータ形式特定情報によって特定されるデータ形式のスキャンデータを送信してもよい。この構成によると、デバイスのユーザによって選択されたデータ形式のスキャンデータをデバイスに提供することができる。

【 0 0 1 5 】

ロケーション特定情報送信手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータが複数のファイルによって構成される場合に、それらのファイルを格納しているフォルダのロケーションを特定するロケーション特定情報を送信してもよい。一方において、ロケーション特定情報送信手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータが複数のファイルによって構成される場合に、それらのファイルのそれぞれのロケーションを特定するロケーション特定情報を送信してもよい。

【 0 0 1 6 】

また、ロケーション特定情報送信手段は、スキャンデータ作成手段によって作成されたスキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報と、当該スキャンデータのサムネイル画像データとを送信してもよい。この構成によると、デバイスのユーザは、スキャンデータの内容を知ることができる。

【 0 0 1 7 】

本発明のコンピュータプログラムは、スキャナに搭載されるコンピュータに、以下の各処理、即ち、スキャン対象物をスキャンしてスキャンデータを作成するスキャンデータ作成処理と、スキャンデータ作成処理で作成された前記スキャンデータを記憶するスキャンデータ記憶処理と、前記スキャナによって生成される認証情報を表示する認証情報出力処理と、スキャンデータ作成処理で作成された前記スキャンデータが送信されるべきデバイスに向けて、認証情報出力処理で表示される前記認証情報を送信せずに、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報を送信するロケーション特定情報送信処理と、スキャンデータ作成処理で作成された前記スキャンデータが送信されるべき前記デバイスのIPアドレスと、前記スキャンデータが記憶されているロケーションを特定する前記ロケーション特定情報と、認証情報出力処理で表示される前記認証情報と、が対応づけられている情報を記憶するデバイス・ロケーション記憶処理と、前

10

20

30

40

50

記デバイスから、前記ロケーション特定情報と、前記ユーザによって前記デバイスに入力される前記認証情報と、の組合せを受信する受信処理と、受信処理で受信された組合せに含まれる前記ロケーション特定情報と、当該組合せに含まれる前記認証情報と、当該組合せの送信元である前記デバイスの前記IPアドレスと、が対応づけられている情報がデバイス - ロケーション記憶処理で記憶されたことを条件として、前記IPアドレスによって特定される前記デバイスに向けて、前記ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されている前記スキャンデータを送信するスキャンデータ送信処理とを実行させる。

また、本明細書によって開示される一つの形態のコンピュータプログラムは、スキャナに搭載されるコンピュータに以下の各処理を実行させる。

- ・スキャン対象物をスキャンしてスキャンデータを作成するスキャンデータ作成処理。
- ・スキャンデータ作成処理で作成されたスキャンデータを記憶するスキャンデータ記憶処理。
- ・スキャンデータ作成処理で作成されたスキャンデータが送信されるべきデバイスに向けて、当該スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報を送信するロケーション特定情報送信処理。
- ・スキャンデータ作成処理で作成されたスキャンデータが送信されるべきデバイスを特定するデバイス特定情報と、当該スキャンデータが記憶されているロケーションを特定するロケーション特定情報とが対応づけられている情報を記憶するデバイス - ロケーション記憶処理。
- ・デバイス特定情報とロケーション特定情報との組合せを受信する受信処理。
- ・受信処理で受信された組合せに含まれるデバイス特定情報とロケーション特定情報とが対応づけられている情報がデバイス - ロケーション記憶処理で記憶されたことを条件として、当該デバイス特定情報によって特定されるデバイスに向けて、当該ロケーション特定情報によって特定されるロケーションに記憶されているスキャンデータを送信するスキャンデータ送信処理。

このコンピュータプログラムを利用すると、スキャンデータが第三者によって盗み取られることを抑制することができるスキャナを実現することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

ここでは、以下の実施例に記載の技術の特徴の一部をまとめておく。

(形態1) スキャナは、複数のデバイス特定情報が記述されたリストを記憶することが可能であってもよい。ユーザは、このリストから少なくとも1つのデバイス特定情報を選択することが可能であってもよい。スキャナは、ユーザによって選択されたデバイス特定情報に向けて、ロケーション特定情報を送信してもよい。

(形態2) 上記のリストでは、複数のデバイス特定情報のそれぞれについて、所定の情報が付加されてもよい。スキャナは、ユーザによって選択されたデバイス特定情報に付加されている上記の所定情報が第1タイプの情報である場合、認証情報を出力してもよい。スキャナは、ユーザによって選択されたデバイス特定情報に付加されている上記の所定情報が第2タイプの情報である場合、認証情報を出力しなくてもよい。

(形態3) スキャナは、複数枚のスキャン対象物が存在する場合、複数のスキャンデータファイルを作成してもよい。スキャナは、複数枚のスキャン対象物のそれぞれについて1つのスキャンデータファイルを作成してもよいし、別の手法を利用して複数のスキャンデータファイルを作成してもよい。後者の場合、スキャナは、所定の用紙がスキャンされると、それ以降のスキャン対象物のスキャンデータについて別のスキャンデータファイルを作成してもよい。

【実施例】

【0019】

図面を参照して実施例を説明する。図1は、本実施例のスキャナシステム2を示す。ス

10

20

30

40

50

キャナシステム 2 は、スキャナ 10 と PC 40 等を備える。図 1 では 1 つの PC 40 のみが示されているが、実際は複数の PC が存在している。各デバイス 10, 40 は、LAN やインターネット回線等の通信回線 36 を介して相互に通信可能に接続されている。

【0020】

(スキャナの構成)

スキャナ 10 は、操作装置 12 と表示装置 14 とスキャン装置 16 と原稿トレイ 18 と制御装置 20 と記憶装置 22 とネットワークインターフェイス 32 等を有する。操作装置 12 は、複数のキーによって構成される。ユーザは、操作装置 12 を操作することによって、様々な情報や指示をスキャナ 10 に入力することができる。表示装置 14 は、様々な情報を表示することができる。スキャン装置 16 は、原稿トレイ 18 に載置された原稿をスキャンすることによってスキャンデータを作成する。制御装置 20 は、記憶装置 22 に記憶されているプログラム(図示省略)に従って、様々な処理を実行する。制御装置 20 が実行する処理の内容については、後で詳しく説明する。

10

【0021】

記憶装置 22 は、ROM、EEPROM、RAM 等によって構成されている。記憶装置 22 は、送信先デバイス URL 記憶領域 24 とスキャンデータ記憶領域 26 と対応情報記憶領域 28 とその他の記憶領域 30 とを有する。各記憶領域 24, 26, 28 等に記憶されるべき情報について順に説明する。

【0022】

送信先デバイス URL 記憶領域 24 は、スキャンデータが送信されるべきデバイスを特定する情報を記憶することができる。図 2 は、送信先デバイス URL 記憶領域 24 の記憶内容の一例を示す。送信先デバイス URL 記憶領域 24 は、複数の組合せデータ 70, 72 を記憶することができる。各組合せデータ 70, 72 は、名称 60 と共有フォルダ URL 62 と暗号化の有無に関する情報(以下では「暗号化情報」と呼ぶ)66 とが対応づけられたデータである。名称 60 は、デバイスのユーザを特定する名称を示す。共有フォルダ URL 62 は、デバイスに設定されている共有フォルダの URL を示す。なお、上記の「共有フォルダ」は、外部からアクセス可能なフォルダを意味している。即ち、共有フォルダが存在する場合、その共有フォルダに格納されているファイルに外部からアクセスしたり、その共有フォルダに新たなファイルを外部から格納させたりすることができる。共有フォルダの URL は、その共有フォルダを有するデバイスの IP アドレスを含んでいる。例えば、組合せデータ 70 の共有フォルダ URL 62 である「192.168.0.2/common」は、「192.168.0.2」という IP アドレスを含んでいる。なお、ここでは、URL に含まれるべきスキーム文字列(例えば file://)を図示省略している。以下でも、スキーム文字列を省略して URL を記載することがある。暗号化情報 66 は、後述するパスワードを生成するの否かを示す情報である。暗号化情報 66 は、「YES」と「NO」のいずれかである。

20

30

【0023】

ユーザは、送信先デバイス URL 記憶領域 24 に各組合せデータ 70, 72 を記憶させることができる。例えば、ユーザは、操作装置 12 を操作することによって、各組合せデータ 70, 72 を送信先デバイス URL 記憶領域 24 に記憶させることができる。また、例えば、ユーザは、外部装置(スキャナ 10 以外のデバイス)に各組合せデータ 70, 72 を入力し、その外部装置からスキャナ 10 に向けて各組合せデータ 70, 72 を送信させることができる。この場合、スキャナ 10 は、上記の外部装置から送信された各組合せデータ 70, 72 を送信先デバイス URL 記憶領域 24 に記憶することができる。

40

【0024】

スキャンデータ記憶領域 26 は、スキャン装置 16 によって作成されたスキャンデータを記憶することができる。図 3 は、スキャンデータ記憶領域 26 の記憶内容の一例を示す。なお、図 3 に示される符号 26a は、スキャナ 10 のホスト名を示す。スキャンデータ記憶領域 26 は、フォルダとファイルの階層構造を利用してスキャンデータ(スキャンデータファイル)を記憶することができる。スキャンデータ記憶領域 26 は、複数のスキャ

50

ンデータファイルを記憶することができる。図3の例では、スキャンデータ記憶領域26は、2つのフォルダ80, 90を記憶している。フォルダ80は、「scan0001」というフォルダ名80aを有する。フォルダ80は、スキャンデータファイル82を格納している。即ち、フォルダ80の下位ファイルとして、スキャンデータファイル82が存在する。スキャンデータファイル82は、ファイル名82aとスキャンデータ82dとが対応づけられたものである。ファイル名82aは、スキャンデータファイル82が作成された日時を示す文字列82bを含んでいる。この文字列82bの場合、2008年1月1日1時1分00秒にスキャンデータファイル82が作成されたことを意味している。また、ファイル名82aは、拡張子を示す文字列82cを含んでいる。本実施例では、「.bin」という拡張子が利用されている。フォルダ80やスキャンデータファイル82がどのようにして作成されるのかについては、後で詳しく説明する。

10

【0025】

フォルダ90は、「scan0002」というフォルダ名90aを有する。フォルダ90は、複数のファイル92, 94, 96を格納している。より具体的に言うと、フォルダ90は、1つのデータ形式ファイル92と複数のスキャンデータファイル94, 96とを格納している。データ形式ファイル92は、ファイル名92aとドキュメントデータ92dとが対応づけられたものである。ドキュメントデータ92dは、スキャンデータのデータ形式が記述されたデータである。ドキュメントデータ92dの具体的な内容については、後で詳しく説明する。上記のスキャンデータファイル82と同様に、スキャンデータファイル94は、ファイル名94aとスキャンデータ94dとが対応づけられたものである。ファイル名94aは、スキャンデータファイル94が作成された日時を示す文字列94bと拡張子を示す文字列94cを含んでいる。スキャンデータファイル96は、ファイル名96aとスキャンデータ96dとが対応づけられたものである。ファイル名96aは、スキャンデータファイル96が作成された日時を示す文字列96bと拡張子を示す文字列96cを含んでいる。フォルダ90や各ファイル92, 94, 96がどのようにして作成されるのかについては、後で詳しく説明する。

20

【0026】

図4は、対応情報記憶領域28の記憶内容の一例を示す。対応情報記憶領域28は、複数の対応情報110, 112を記憶することができる。各対応情報110, 112は、ID100とURL102と送信先104とパスワード106とが対応づけられたデータである。ID100は、各対応情報を識別する情報を示す。URL102は、スキャンデータが格納されているフォルダのURLを示す。送信先104は、スキャンデータの送信先の共有フォルダのURL及び送信先のデバイスのIPアドレスを示す。パスワード106は、スキャンデータが作成される際に出力されるパスワードを示す。なお、対応情報は、パスワードを含まないことがある(対応情報112参照)。各対応情報110, 112がどのように作成されるのかについては、後で詳しく説明する。

30

【0027】

記憶領域30は、上記の各記憶領域24, 26, 28に記憶されるべき情報以外の情報を記憶することができる。記憶領域30に記憶される情報の内容については、必要に応じて後で説明する。

40

【0028】

ネットワークインターフェイス32は、通信回線36に接続されている。スキャナ10は、ネットワークインターフェイス32及び通信回線36を介して、PC40と通信可能である。

【0029】

(PCの構成)

PC40は、操作装置42と表示装置44と制御装置46と記憶装置48とネットワークインターフェイス54等を有する。操作装置42は、キーボードやマウスによって構成される。ユーザは、操作装置42を操作することによって、様々な情報や指示をPC40に入力することができる。表示装置44は、様々な情報を表示することができる。制御装

50

置 4 6 は、記憶装置 4 8 に記憶されているプログラム（図示省略）に従って、様々な処理を実行する。

【 0 0 3 0 】

記憶装置 4 8 は、ROM、EEPROM、RAM、ハードディスク装置等によって構成されている。記憶装置 4 8 は、共有フォルダ 5 0 とその他の記憶領域 5 2 とを有する。ユーザは、操作装置 4 2 を操作することによって、PC 4 0 内に共有フォルダ 5 0 を作成することができる。共有フォルダ 5 0 は、他のデバイスからアクセス可能なフォルダである。逆に言うと、共有フォルダとして設定されていないフォルダは、他のデバイスからアクセス不能である。本実施例では、上記の図 2 の組合せデータ 7 0 に含まれる共有フォルダ URL 6 2 (1 9 2 . 1 6 8 . 0 . 2 / c o m m o n) は、PC 4 0 の共有フォルダ 5 0 に対応する。記憶領域 5 2 は、様々な情報を記憶することができる。

10

【 0 0 3 1 】

ネットワークインターフェイス 5 4 は、通信回線 3 6 に接続されている。PC 4 0 は、ネットワークインターフェイス 5 4 及び通信回線 3 6 を介して、スキャナ 1 0 と通信可能である。

【 0 0 3 2 】

(S C A N T O 処理)

続いて、スキャナ 1 0 が実行する処理の内容について説明する。以下の各処理は、スキャナ 1 0 の制御装置 2 0 によって実行される。図 5 ~ 図 8 は、スキャナ 1 0 の S C A N T O 処理のフローチャートを示す。ユーザは、スキャナ 1 0 の操作装置 1 2 を操作することによって、S C A N T O をスタートすることを指示することができる。制御装置 2 0 は、S C A N T O をスタートすることが指示されることを監視している (S 1 0) 。ここで Y E S の場合、制御装置 2 0 は、スキャンの対象となる原稿が原稿トレイ 1 8 に載置されているのか否かを判断する (S 1 2) 。制御装置 2 0 は、原稿トレイ 1 8 に原稿が載置されるまで待機する。

20

【 0 0 3 3 】

S 1 2 で Y E S の場合、制御装置 2 0 は、スキャンデータのデータ形式及び送信先が指定されるまで待機する (S 1 4) 。ユーザは、操作装置 1 2 を操作することによって、スキャンデータのデータ形式を指定することができる。具体的には、ユーザは、以下の 3 つの項目のそれぞれについて具体的な形式を指定することができる。まず、ユーザは、スキャンデータの解像度を指定することができる。ユーザは、1 つの解像度のみを指定することもできるし、複数の解像度を指定することもできる。また、ユーザは、スキャンデータの色彩情報 (カラー、グレースケール、白黒) を指定することができる。ユーザは、1 つの色彩情報のみを指定することもできるし、複数の色彩情報を指定することもできる。また、ユーザは、PDF、TIFF、JPEG 等の中からファイル形式を指定することができる。ユーザは、1 つのファイル形式のみを指定することもできるし、複数のファイル形式を指定することもできる。上記の 3 つの項目のそれぞれがユーザによって指定された場合、制御装置 2 0 は、ユーザによって指定されたデータ形式を記憶領域 3 0 に記憶する。

30

【 0 0 3 4 】

また、ユーザは、操作装置 1 2 を操作することによって、送信先デバイス URL 記憶領域 2 4 (図 2 参照) に記憶されている複数の組合せデータ 7 0 , 7 2 の中から少なくとも 1 つの組合せデータを指定することができる。これにより、スキャンデータの送信先が指定されることになる。制御装置 2 0 は、ユーザによって指定された組合せデータ (即ち送信先に関する情報) を記憶領域 3 0 に記憶する。スキャンデータのデータ形式及び送信先が指定されると、S 1 6 に進む。

40

【 0 0 3 5 】

ユーザは、操作装置 1 2 を操作することによって、スキャンをスタートすることを指示することができる。S 1 6 では、制御装置 2 0 は、スキャンをスタートすることが指示されることを監視している。ここで Y E S の場合、制御装置 2 0 は、S 1 4 で指定された組合せデータに含まれる暗号化情報 6 6 が「 Y E S 」であるのか否かを判断する (S 1 8)

50

。例えば、図2の例では、組合せデータ70の暗号化情報66は「YES」である。従って、S14で指定された組合せデータが組合せデータ70である場合、S18でYESと判断される。この場合、S20に進む。一方において、図2の例では、組合せデータ72の暗号化情報66は「NO」である。従って、S14で指定された組合せデータが組合せデータ72である場合、S18でNOと判断される。この場合、S20をスキップする。

【0036】

S20では、制御装置20は、パスワードを生成して表示する。例えば、制御装置20は、複数の数字の中からランダムに1つの数字を選択し、選択された数字を含むパスワードを生成してもよい。また、例えば、制御装置20は、前回のS20の処理においてパスワードとして作成された数字をインクリメントすることによって新たなパスワードを生成してもよい。制御装置20は、生成されたパスワードを表示装置14に表示する。これにより、ユーザは、パスワードを知ることができる。なお、パスワードは、別の手法によって出力されてもよい。例えば、音声出力されてもよいし、印刷されてもよいし、他のデバイス（例えばユーザの携帯電話等）に送信されてもよい。制御装置20は、S20で作成されたパスワードを記憶領域30に記憶する。

10

【0037】

次いで、制御装置20は、スキャンデータ記憶領域26にフォルダを作成する(S22)。具体的に言うと、制御装置20は、フォルダ名を作成する。本実施例では、制御装置20は、前回のS22の処理において作成されたフォルダ名(scan+4桁の数字)に含まれる数字に「1」をインクリメントすることによって、フォルダ名を作成する。例えば、前回のS22の処理において作成されたフォルダ名が図3のフォルダ名90aである場合、制御装置20は、「scan0003」というフォルダ名を作成する。S22を終えると、S24に進む。

20

【0038】

S24では、制御装置20は、S22で作成されたフォルダの下位ファイルを作成する。具体的に言うと、制御装置20は、ファイル名を作成する。このファイル名は、スキャンデータファイルのファイル名として使用される。制御装置20は、現在の日時を示す文字列と、拡張子を示す文字列(.bin)とを含むファイル名(図3のファイル名82a, 94a, 96a参照)を作成する。なお、S24の段階では、スキャンデータはまだ作成されていない。

30

【0039】

次いで、制御装置20は、原稿トレイ18に原稿が載置されているのか否かを判断する(S26)。ここでYESの場合、制御装置20は、スキャン装置16を駆動し、1枚の原稿をスキャンする(S28)。制御装置20は、S14で指定されたデータ形式に基づいて、具体的なスキャンの手法を決定する。例えば、S14で指定されたデータ形式において、解像度が「150dpi」であり、色彩情報が「カラー」であり、ファイル形式が「PDF」である場合、制御装置20は、150dpiの解像度でカラースキャンを実行させる。しかも、制御装置20は、後述するS32の処理において、PDFのファイル形式を利用してスキャンデータファイルを作成する(ただしS24で作成されるファイル名の拡張子は「.bin」を採用する)。また、例えば、S14において、複数の解像度、及び/又は、複数の色彩情報、及び/又は、複数のファイル形式が指定された場合、制御装置20は、全ての組合せのデータ形式のスキャンデータを作成するためのベースとなるスキャンデータを作成する。即ち、制御装置20は、全ての組合せのいずれにでも変換可能であるデータ形式を有するスキャンデータを作成する。例えば、S14において、L個の解像度が指定され、M個の色彩情報が指定され、N個のファイル形式が指定された場合、制御装置20は、L×M×N個の全ての組合せのデータ形式のスキャンデータを作成するためのベースとなるスキャンデータを作成する。例えば、複数の解像度が指定されている場合、制御装置20は、大きい解像度を利用してスキャンデータを作成する。また、例えば、複数の色彩情報が指定された場合、制御装置20は、大きい色数を利用してスキャンデータを作成する。例えば、カラーとグレースケールと白黒が指定されている場合、制

40

50

御装置 20 は、カラー スキャンを実行する。また、例えば、複数のファイル形式が指定されている場合、制御装置 20 は、それらの各ファイル形式に変換可能な 1 つのファイル形式を利用してスキャンデータファイルを作成する。

【 0 0 4 0 】

ユーザは、スキャン対象の複数枚の原稿の中にセパレータ用紙を挿入することができる。セパレータ用紙は、スキャン対象と区別することができる用紙であれば、どのようなタイプの用紙であってもよい。本実施例では、全面が黒色の用紙をセパレータ用紙として採用している。制御装置 20 は、S 2 8 で得られたスキャンデータに基づいて、スキャン対象がセパレータ用紙であるのか否かを判断する (S 3 0)。ここで NO の場合、制御装置 20 は、S 2 8 で得られたスキャンデータをスキャンデータ記憶領域 2 6 に記憶する (S 3 2)。制御装置 20 は、S 2 4 で作成されたファイル名にスキャンデータを対応づける。S 3 2 を終わると、制御装置 20 は、S 2 6 に戻って、次の原稿が存在するの否かを判断する。次の原稿が存在する場合、制御装置 20 は、当該原稿をスキャンする (S 2 8)。当該原稿がセパレータ用紙でない場合 (S 3 0 で NO の場合)、制御装置 20 は、S 2 8 で得られたスキャンデータを記憶する (S 3 2)。このスキャンデータは、前回の S 3 2 の処理で記憶されたスキャンデータに続く形式で記憶される。即ち、本実施例では、1 つのスキャンデータファイルが、複数枚の原稿のスキャンデータを含むことができる。

10

【 0 0 4 1 】

一方において、S 3 0 で YES の場合、制御装置 20 は、S 2 4 で作成されたスキャンデータファイルをクローズする (S 3 4)。この場合、制御装置 20 は、S 2 4 に戻って、S 2 2 で作成されたフォルダの下位ファイルを新たに作成する。即ち、S 3 4 を経て S 2 4 が実行されると、1 つのフォルダの下位ファイルとして複数のスキャンデータファイルが作成されることになる。例えば、図 3 の例において、フォルダ 9 0 は、複数のスキャンデータファイル 9 4 , 9 6 を格納している。これは、S 3 4 を経て S 2 4 が実行されたことを意味している。逆に言うと、S 3 4 を経て S 2 4 が実行されなければ、1 つのフォルダの下位ファイルとして 1 つのスキャンデータファイルのみが作成される。例えば、図 3 の例において、フォルダ 8 0 は、1 つのスキャンデータファイル 8 2 のみを格納している。これは、S 3 4 を経て S 2 4 が実行されなかったことを意味している。

20

【 0 0 4 2 】

原稿トレイ 1 8 に載置されていた全ての原稿がスキャンされると、制御装置 20 は、S 2 6 で NO と判断する。この場合、制御装置 20 は、S 2 4 で作成されたスキャンデータファイルをクローズする (S 3 6)。次いで、図 6 の S 5 0 に進む。S 5 0 では、制御装置 20 は、HTTPS を使用可能であるのか否かを判断する。ユーザは、HTTPS を使用する場合、そのための設定をスキャナ 1 0 に予め登録しておく。この場合、S 5 0 で YES と判断され、S 5 2 に進む。一方において、HTTPS の設定が登録されていない場合、S 5 0 で NO と判断される。この場合、図 7 の S 8 0 に進む。

30

【 0 0 4 3 】

S 5 2 では、制御装置 20 は、図 5 の S 2 2 で作成されたフォルダ内に複数のスキャンデータファイルが格納されているのか否かを判断する。例えば、図 5 の S 2 2 で作成されたフォルダが図 3 のフォルダ 8 0 である場合、制御装置 20 は、S 5 2 で NO と判断する。フォルダ 8 0 は、1 つのスキャンデータファイル 8 2 のみを格納しているからである。S 5 2 で NO の場合、制御装置 20 は、URL とサムネイル画像を含む HTML ファイルを作成する (S 5 4)。図 6 のフローチャートには、S 5 4 で作成される URL 1 2 0 の一例が示されている。URL 1 2 0 は、HTTPS の通信プロトコルを示すスキーム文字列 1 2 0 a と、スキャナ 1 0 のホスト名 1 2 0 b と、図 5 の S 2 2 で作成されたフォルダ名 1 2 0 c と、図 5 の S 2 4 で作成されたファイル名 1 2 0 d と、データ形式を示すデータ形式文字列 1 2 0 e とを含んでいる。データ形式文字列 1 2 0 e は、図 5 の S 1 4 においてユーザによって指定されたデータ形式を特定する文字列である。例えば、図 5 の S 1 4 で指定されたデータ形式において、解像度が「1 5 0 d p i」であり、色彩情報が「カラー」であり、ファイル形式が「PDF」である場合、制御装置 20 は、「c 1 5 0 . p

40

50

d f」というデータ形式文字列 1 2 0 e を作成する。

【 0 0 4 4 】

なお、上述したように、図 5 の S 1 4 において、ユーザは、複数の解像度、及び / 又は、複数の色彩情報、及び / 又は、複数のファイル形式を指定することができる。この場合、制御装置 2 0 は、全ての組合せのそれぞれについて、当該組合せのデータ形式を特定する文字列 1 2 0 e を含む URL 1 2 0 を作成する。例えば、図 5 の S 1 4 において、L 個の解像度が指定され、M 個の色彩情報が指定され、N 個のファイル形式が指定された場合、制御装置 2 0 は、L x M x N 個の URL 1 2 0 を作成する。例えば、図 5 の S 1 4 で指定されたデータ形式において、解像度が「1 5 0 d p i」と「3 0 0 d p i」であり、色彩情報が「カラー」と「グレースケール」であり、ファイル形式が「PDF」である場合、制御装置 2 0 は、「c 1 5 0 . p d f」を含む URL と、「c 3 0 0 . p d f」を含む URL と、「g 1 5 0 . p d f」を含む URL と、「g 3 0 0 . p d f」を含む URL とを作成する。なお、これらの各 URL では、他の文字列 1 2 0 a ~ 1 2 0 d は共通している。

10

【 0 0 4 5 】

また、制御装置 2 0 は、図 5 の S 2 4 で作成されたスキャンデータファイルに含まれる 1 ページ目のスキャンデータに基づいてサムネイル画像を作成する。サムネイル画像は、スキャンデータより解像度が低い画像データである。制御装置 2 0 は、URL 1 2 0 に含まれるデータ形式（データ形式文字列 1 2 0 e）が反映されたサムネイル画像を作成する。例えば、制御装置 2 0 は、データ形式文字列 1 2 0 e に含まれる解像度の大きさに応じて、サムネイル画像の大きさを変える。また、例えば、制御装置 2 0 は、データ形式文字列 1 2 0 e に含まれる色彩情報（カラー、グレースケール、白黒）に応じて、サムネイル画像の色彩を決定する。なお、上述したように、複数の URL 1 2 0 が作成されることがある。この場合、制御装置 2 0 は、複数の URL 1 2 0 のそれぞれについて、当該 URL 1 2 0 のデータ形式文字列 1 2 0 e が反映されたサムネイル画像を作成する。即ち、制御装置 2 0 は、複数のサムネイル画像を作成する。制御装置 2 0 は、上記のようにして作成された URL 1 2 0 とサムネイル画像とを含む HTML ファイルを作成する。上述したように、HTML ファイルは、複数の URL 1 2 0 と複数のサムネイル画像を含む場合もある。制御装置 2 0 は、HTML ファイルを記憶領域 3 0 に記憶する。なお、実際には、HTML ファイルは、サムネイル画像自体は含まず、サムネイル画像のリンク先の URL を含んでいる。本実施例では、このような構成であっても、「HTML ファイルがサムネイル画像を含んでいる」と表現する。S 5 4 を終えると、S 6 0 に進む。

20

30

【 0 0 4 6 】

例えば、図 5 の S 2 2 で作成されたフォルダが図 3 のフォルダ 9 0 である場合、制御装置 2 0 は、S 5 2 で YES と判断する。フォルダ 9 0 は、複数のスキャンデータファイル 9 4 , 9 6 を格納しているからである。S 5 2 で YES の場合、制御装置 2 0 は、URL を含む（サムネイル画像は含まない）HTML ファイルを作成する（S 5 6）。図 6 のフローチャートには、S 5 6 で作成される URL 1 3 0 の一例が示されている。URL 1 3 0 は、HTTPS の通信プロトコルを示すスキーム文字列 1 3 0 a と、スキャナ 1 0 のホスト名 1 3 0 b と、図 5 の S 2 2 で作成されたフォルダ名 1 3 0 c とを含んでいる。S 5 6 で作成される URL 1 3 0 は、S 5 4 で作成される URL 1 2 0 と異なり、ファイル名とデータ形式文字列を含んでいない。制御装置 2 0 は、上記のようにして作成された URL 1 3 0 を含む HTML ファイルを作成する。制御装置 2 0 は、HTML ファイルを記憶領域 3 0 に記憶する。S 5 6 を終えると、S 5 8 に進む。

40

【 0 0 4 7 】

S 5 8 では、制御装置 2 0 は、データ形式ファイルを作成する。このデータ形式ファイルは、図 5 の S 2 2 で作成されたフォルダの下位ファイルとして作成される。図 3 には、データ形式ファイルの一例が示されている（符号 9 2 参照）。制御装置 2 0 は、ファイル名「data format . doc」を作成する（図 3 の例の符号 9 2 a 参照）。また、制御装置 2 0 は、図 5 の S 1 4 において指定されたデータ形式が記述されたドキュメント

50

データを作成する（図3の例の符号92d参照）。図5のS14において指定されたデータ形式が1つの組合せである場合、ドキュメントデータは、当該組合せのデータ形式を示す文字列を含んでいる。一方において、図5のS14において指定されたデータ形式が複数の組合せを有する場合、ドキュメントデータは、各組合せのデータ形式を示す文字列を含んでいる。データ形式ファイルがどのようにして利用されるのかについては、後で詳しく説明する。S58を終えると、S60に進む。

【0048】

S60では、制御装置20は、図5のS14において指定された送信先に向けて、S54又はS56で作成されたHTMLファイルを送信する。上述したように、図2の組合せデータ70に含まれる共有フォルダURL62(192.168.0.2/common)は、PC40の共有フォルダ50に対応する。従って、例えば、図5のS14において図2の組合せデータ70が指定された場合、制御装置20は、S54又はS56において作成されたHTMLファイルと、そのHTMLファイルを共有フォルダ50内に格納することを指示するコマンドとをPC40(即ちIPアドレス「192.168.0.2」)に向けて送信する。これにより、PC40の共有フォルダ50内にHTMLファイルが格納される。この結果、PC40のユーザは、共有フォルダ50内に格納されているHTMLファイルを見ることができる。S54で作成されたHTMLファイルの場合、ユーザは、URL120とサムネイル画像とを見ることができる。S56で作成されたHTMLファイルの場合、ユーザは、URL130を見ることができる。

【0049】

次いで、制御装置20は、対応情報記憶領域28の記憶内容を更新する(S62)。具体的に言うと、制御装置20は、1つの対応情報を対応情報記憶領域28に記憶する。即ち、制御装置20は、ID100と、図5のS22で作成されたフォルダ名を含むURL102と、図5のS14で指定された送信先104(HTMLファイルの送信先のIPアドレス)と、S20で生成されたパスワード106とが対応づけられている対応情報を対応情報記憶領域28に記憶する。なお、制御装置20は、前回のS62の処理で作成されたIDに「1」をインクリメントすることによって、ID100を作成する。上述したように、図5のS18でNOと判断された場合、パスワードが作成されない。この場合、S62においてパスワードは記憶されない。S62を終えると、SCAN TO処理が終了する。

【0050】

続いて、図6のS50でNOと判断された後のフローチャートについて説明する。即ち、HTTPSを使用不可能であってHTTPを使用する場合のフローチャートについて説明する。S50でNOの場合、図7のS80に進む。S80では、制御装置20は、図5のS22で作成されたフォルダ内に複数のスキャンデータファイルが格納されているのか否かを判断する。この処理は、図6のS52と同様である。例えば、図5のS22で作成されたフォルダが図3のフォルダ80である場合、制御装置20は、S80でNOと判断する。この場合、制御装置20は、図5のS20でパスワードが生成されたのか否かを判断する(S82)。図5のS18でNOと判断された場合、図5のS20がスキップされてパスワードが生成されない。この場合、S82でNOと判断され、S84に進む。一方において、図5のS18でYESと判断された場合、図5のS20が実行されてパスワードが生成される。この場合、S82でYESと判断され、S86に進む。

【0051】

S84では、制御装置20は、URLとサムネイル画像を含むHTMLファイルを作成する。図7のフローチャートには、S84で作成されるURL140の一例が示されている。URL140は、HTTPの通信プロトコルを示すスキーム文字列140aと、スキャナ10のホスト名140bと、図5のS22で作成されたフォルダ名140cと、図5のS24で作成されたファイル名140dと、データ形式を示すデータ形式文字列140eとを含んでいる。データ形式文字列140eは、図5のS14においてユーザにおいて指定されたデータ形式を特定する文字列であり、図6のS54の場合と同様の手法によっ

10

20

30

40

50

て作成される。制御装置 20 は、HTML ファイルを記憶領域 30 に記憶する。S 84 を終わると、図 6 の S 60 に進む。即ち、制御装置 20 は、図 5 の S 14 で指定された送信先に向けて、S 84 で作成された HTML ファイルを送信する。さらに、制御装置 20 は、対応情報記憶領域 28 の記憶内容を更新する (S 62)。

【0052】

S 86 では、制御装置 20 は、図 5 の S 24 で作成されたスキャンデータファイルに基づいて ZIP ファイルを作成する。制御装置 20 は、図 5 の S 20 で生成されたパスワードを暗号化キーとして ZIP ファイルを作成する。例えば、図 5 の S 14 で指定されたデータ形式が 1 つの組合せである場合、制御装置 20 は、図 5 の S 24 で作成されたスキャンデータファイルを ZIP ファイルに変換する。また、例えば、図 5 の S 14 で指定されたデータ形式が複数の組合せである場合、制御装置 20 は、各組合せについて ZIP ファイルを作成する。例えば、図 5 の S 14 で指定されたデータ形式において、解像度が「150 dpi」と「300 dpi」であり、色彩情報が「カラー」と「グレースケール」であり、ファイル形式が「PDF」である場合、制御装置 20 は、図 5 の S 24 で作成されたスキャンデータファイルに含まれるスキャンデータを変換することによって、カラーの 150 dpi の PDF ファイルと、カラーの 300 dpi の PDF ファイルと、グレースケールの 150 dpi の PDF ファイルと、グレースケールの 300 dpi の PDF ファイルとを作成する。次いで、制御装置 20 は、各 PDF ファイルから ZIP ファイルを作成する。この例の場合、4 つの ZIP ファイルが作成されることになる。これらの ZIP ファイルのファイル名は、例えば、「.pdf.zip」のように、図 5 の S 14 で指定されたファイル形式の ZIP ファイルであることを示す文字列を含んでいる。制御装置 20 は、S 86 で作成された ZIP ファイルを、図 5 の S 22 で作成されたフォルダの下位ファイルとして記憶する。

【0053】

次いで、制御装置 20 は、URL とサムネイル画像を含む HTML ファイルを作成する (S 88)。図 7 のフローチャートには、S 88 で作成される URL 150 の一例が示されている。URL 150 は、HTTP の通信プロトコルを示すスキーム文字列 150 a と、スキャナ 10 のホスト名 150 b と、図 5 の S 22 で作成されたフォルダ名 150 c と、図 5 の S 24 で作成されたファイル名 150 d と、データ形式を示すデータ形式文字列 150 e とを含んでいる。データ形式文字列 150 e は、図 5 の S 14 においてユーザにおいて指定されたデータ形式を特定する文字列であり、図 6 の S 54 の場合と同様の手法によって作成される。但し、S 88 で作成されるデータ形式文字列 150 e は、ZIP ファイルの拡張子を示す文字列 150 f を含んでいる。この点は、図 6 の S 54 の場合と異なる。また、制御装置 20 は、図 6 の S 54 の場合と同じ手法を利用してサムネイル画像を作成する。制御装置 20 は、HTML ファイルを記憶領域 30 に記憶する。S 88 を終わると、図 6 の S 60 に進む。即ち、制御装置 20 は、図 5 の S 14 で指定された送信先に向けて、S 88 で作成された HTML ファイルを送信する。さらに、制御装置 20 は、対応情報記憶領域 28 の記憶内容を更新する (S 62)。

【0054】

例えば、図 5 の S 22 で作成されたフォルダが図 3 のフォルダ 90 である場合、制御装置 20 は、S 80 で YES と判断する。この場合、図 8 の S 100 に進む。S 100 では、制御装置 20 は、図 5 の S 20 でパスワードが生成されたのか否かを判断する。S 100 で NO の場合は S 102 に進み、S 100 で YES の場合は S 106 に進む。

【0055】

S 102 では、制御装置 20 は、URL を含む (サムネイル画像は含まない) HTML ファイルを作成する。図 8 のフローチャートには、S 102 で作成される URL 160 の一例が示されている。URL 160 は、HTTP の通信プロトコルを示すスキーム文字列 160 a と、スキャナ 10 のホスト名 160 b と、図 5 の S 22 で作成されたフォルダ名 160 c とを含んでいる。S 102 で作成される URL 160 は、ファイル名とデータ形式文字列を含んでいない。制御装置 20 は、上記のようにして作成された URL 160 を

10

20

30

40

50

含むHTMLファイルを作成する。制御装置20は、HTMLファイルを記憶領域30に記憶する。S102を終えると、制御装置20は、データ形式ファイルを作成する(S104)。この処理は、図6のS58と同様である。S104を終えると、図6のS60に進む。即ち、制御装置20は、図5のS14で指定された送信先に向けて、S102で作成されたHTMLファイルを送信する。さらに、制御装置20は、対応情報記憶領域28の記憶内容を更新する(S62)。

【0056】

S106では、制御装置20は、図5のS24で作成された複数のスキャンデータファイルに基づいてZIPファイルを作成する。制御装置20は、図5のS20で生成されたパスワードを暗号化キーとしてZIPファイルを作成する。例えば、図5のS14で指定されたデータ形式が1つの組合せであり、図3のスキャンデータファイル94, 96が作成された場合、スキャンデータファイル94, 96のそれぞれをZIPファイルに変換する。この場合、2つのZIPファイルが作成される。また、例えば、図5のS14で指定されたデータ形式が複数の組合せである場合、各組合せについてZIPファイルを作成する。例えば、図5のS14で指定されたデータ形式が4つの組合せであり、図3のスキャンデータファイル94, 96が作成された場合、8つのZIPファイルが作成される。これらのZIPファイルの各ファイル名は、例えば、「.tiff.zip」のように、図5のS14で指定されたファイル形式のZIPファイルであることを示す文字列を含んでいる。制御装置20は、S106で作成されたZIPファイルを、図5のS22で作成されたフォルダの下位ファイルとして記憶する。

【0057】

次いで、制御装置20は、URLを含む(サムネイル画像は含まない)HTMLファイルを作成する(S108)。図8のフローチャートには、S108で作成されるURL170の一例が示されている。URL170は、HTTPの通信プロトコルを示すスキーム文字列170aと、スキャナ10のホスト名170bと、図5のS22で作成されたフォルダ名170cとを含んでいる。制御装置20は、上記のようにして作成されたURL170を含むHTMLファイルを作成する。制御装置20は、HTMLファイルを記憶領域30に記憶する。S108を終えると、制御装置20は、データ形式ファイルを作成する(S110)。この処理は、図6のS58と同様である。S110を終えると、図6のS60に進む。即ち、制御装置20は、図5のS14で指定された送信先に向けて、S108で作成されたHTMLファイルを送信する。さらに、制御装置20は、対応情報記憶領域28の記憶内容を更新する(S62)。

【0058】

(スキャンデータ提供処理)

続いて、スキャナ10のスキャンデータ提供処理について説明する。図9及び図10は、スキャナ10のスキャンデータ提供処理のフローチャートを示す。上述したように、図6のS60では、図5のS14で指定された送信先に向けてHTMLファイルが送信される。ここでは、PC40の共有フォルダ50に向けてHTMLファイルが送信されたものとする。これにより、共有フォルダ50内にHTMLファイルが格納される。PC40のユーザは、操作装置42を操作することによって、共有フォルダ50内に格納されているHTMLファイルをオープンすることができる。この場合、HTMLファイルに記述されているURL(図6のS54、図6のS56、図7のS84、図7のS88、図8のS102、又は、図8のS108で作成されたURL)が表示装置44に表示される。ユーザは、操作装置42を操作することによって、URLを指定することができる。この場合、アクセスリクエストがスキャナ10に送信される。このアクセスリクエストは、ユーザによって指定されたURLと、PC40のIPアドレス(192.168.0.2(図2参照))とを含んでいる。このアクセスリクエストは、ユーザによって指定されたURLに含まれるスキーム文字列(図6のS54の符号120a等)によって特定される通信プロトコルを利用して送信される。例えば、ユーザによって指定されたURLが図6のS54のURL120であった場合、HTTPSを利用してアクセスリクエストが送信される。

また、例えば、ユーザによって指定されたURLが図7のS84のURL140であった場合、HTTPを利用してアクセスリクエストが送信される。スキャナ10の制御装置20は、PC40から送信されたアクセスリクエストを受信することを監視している(S130)。ここでYESの場合、S132に進む。

【0059】

S132では、制御装置20は、アクセスリクエストに含まれるURL(即ちアクセス先)が対応情報記憶領域28に記憶されているのか否かを判断する。なお、S132でYESと判断された対応情報のことを、以下では「特定対応情報」と呼ぶ。ここでYESの場合、制御装置20は、特定対応情報のURL102(図4参照)に含まれるスキーム文字列(http又はhttps)と、アクセスリクエストの通信プロトコルとが一致しているのか否かを判断する(S134)。ここでYESの場合、制御装置20は、特定対応情報の送信先104(図4参照)と、アクセスリクエストに含まれるIPアドレスとが一致するのかが否かを判断する(S136)。ここでYESの場合、S140に進む。一方において、S132、S134、又は、S136でNOの場合、制御装置20は、エラーレスポンスをPC40に送信する(S138)。

【0060】

S140では、制御装置20は、アクセスリクエストの通信プロトコルがHTTPSであるのか否かを判断する。アクセスリクエストの通信プロトコルがHTTPである場合、S140でNOと判断される。この場合、図10のS160に進む。一方において、S140でYESの場合、S142に進む。S142では、制御装置20は、特定対応情報にパスワード106(図4参照)が含まれるのかが否かを判断する(S142)。ここでYESの場合、制御装置20は、特定対応情報に含まれるパスワードと、アクセスリクエストに含まれるパスワードパラメータとが一致するのかが否かを判断する(S144)。パスワードパラメータにパスワードが記述されていない場合は、S144でNOと判断される。この場合、制御装置20は、パスワード入力画面データをPC40に送信する。PC40は、パスワード入力画面を表示する。ユーザは、PC40の操作装置42を操作することによって、パスワードを入力することができる。これにより、ユーザによって入力されたパスワードを含むアクセスリクエストがスキャナ10に送信される。このアクセスリクエストにも、ユーザによって指定されたURLと、PC40のIPアドレス(192.168.0.2(図2参照))とが含まれる。この結果、S130~S142を経てS144が再び実行される。このS144において、特定対応情報に含まれるパスワードと、アクセスリクエストに含まれるパスワードパラメータとが一致すると(S144でYES)、図10のS160に進む。なお、S142でNOと判断された場合も、図10のS160に進む。

【0061】

S160では、制御装置20は、アクセスリクエストに含まれるURLが、フォルダのURLであるのか、あるいは、ファイルのURLであるのかを判断する。例えば、図6のS54で作成されたURL120がPC40のユーザによって指定された場合、アクセスリクエストにファイルのURL120が含まれる。この場合、図10のS160でNOと判断され、S164に進む。また、例えば、図6のS56で作成されたURL130がPC40のユーザによって指定された場合、アクセスリクエストにフォルダのURL130が含まれる。この場合、図10のS160でYESと判断され、S162に進む。

【0062】

S162では、制御装置20は、アクセスリクエストに含まれるURL(フォルダのURL)の下位ファイルとして存在するファイル群を特定する。例えば、アクセスリクエストに含まれるURLが図3のフォルダ90のURLである場合、制御装置20は、データ形式ファイル92と各スキャンデータファイル94,96を特定する。なお、以下では、ここで特定されたデータ形式ファイルのことを「特定データ形式ファイル」と呼ぶ。また、ここで特定されたスキャンデータファイルのことを「特定スキャンデータファイル」と呼ぶ。制御装置20は、特定データ形式ファイルと特定スキャンデータファイルとに基づ

10

20

30

40

50

いてURLを作成する。

【0063】

図10のフローチャートには、S162で作成されるURL180の一例が示されている。URL180は、特定対応情報のURL102（図4参照）に含まれるスキーム文字列180aと、特定対応情報のURL102に含まれるスキャナ10のホスト名180bと、特定対応情報のURL102に含まれるフォルダ名180cと、特定スキャンデータファイルのファイル名180dと、データ形式文字列とを含んでいる。データ形式文字列は、特定データ形式ファイルのドキュメントデータ（例えば図3の符号92）に記述されているデータ形式に基づいて作成される。例えば、データ形式ファイルのドキュメントデータに複数のデータ形式の組合せが記述されている場合、その組合せ数のURLが1つの特定スキャンデータファイルについて作成される。例えば、図3のスキャンデータファイル94, 96が特定スキャンデータファイルであり、図3のデータ形式ファイル92のドキュメントデータ92dに3つのデータ形式の組合せが記述されている場合、制御装置20は、6つのURLを作成する。即ち、制御装置20は、スキャンデータファイル94のファイル名94b（20080101-010200）を含む3つのURLを作成するとともに、スキャンデータファイル96のファイル名96b（20080101-010300）を含む3つのURLを作成する。前者の3つのURLは、異なるデータ形式文字列を含んでいる。また、後者の3つのURLは、異なるデータ形式文字列を含んでいる。なお、図8のS106では、複数のZIPファイルが作成され、それらのZIPファイルのURLが作成されている。このために、図8のS108で作成されたURL170がPC40のユーザによって選択された場合、制御装置20は、S162の処理においてURLを作成する必要がなく、各ZIPファイルのURLを引用する。なお、アクセスリクエストに含まれるURLが、図8のS108で作成されたフォルダのURL170であるのか、あるいは、それ以外のフォルダのURL130, 160（図6のS56、図8のS102参照）であるのかは、アクセスリクエストに含まれるURL（即ちフォルダ）の下位ファイルとしてZIPファイル（図8のS106で作成されたZIPファイル）が存在するのかが否かに基づいて判断することができる。

【0064】

制御装置20は、上記の作成された各URLについて、サムネイル画像を作成する。サムネイル画像を作成するための手法は、図6のS54と同様である。次いで、制御装置20は、上記の作成された各URLと各サムネイル画像とをPC40に送信する。PC40は、各URLと各サムネイル画像を表示する。ユーザは、PC40の操作装置42を操作することによって、URLを選択することができる。これにより、ユーザによって選択されたURLを含むアクセスリクエストがスキャナ10に送信される。

【0065】

S164では、制御装置20は、アクセスリクエストに含まれるURLがZIPファイルのURLであるのかが否かを判断する。この処理は、アクセスリクエストに含まれるURLに「.zip」の文字列が含まれるのかが否かを判断することによって行なわれる。ここでYESの場合、制御装置20は、アクセスリクエストに含まれるURLに対応するZIPファイル（即ちスキャンデータ）と、そのZIPファイルを共有フォルダ50内に格納することを指示するコマンドとをPC40に送信する。なお、このコマンドで指示される共有フォルダ50のURLは、アクセスリクエストに含まれるIPアドレスに対応づけて送信先デバイスURL記憶領域24に記憶されている。このために、制御装置20は、共有フォルダのURLを特定することができる。

【0066】

S166が実行されると、PC40の共有フォルダ50にZIPファイルが格納される。ユーザは、PC40の操作装置42を操作することによって、ZIPファイルを選択することができる。この場合、ZIPファイルをオープンするためのパスワード入力画面が表示される。ユーザは、パスワードを入力することによってZIPファイルをオープンすることができる。これにより、ユーザは、スキャンデータを取得することができる。

10

20

30

40

50

【 0 0 6 7 】

例えば、図 6 の S 5 4 又は図 7 の S 8 4 で作成された URL が P C 4 0 のユーザによって選択され、この URL がアクセスリクエストに含まれる場合、S 1 6 4 で N O と判断される。この URL は、Z I P ファイルを示すものではないからである。また、上述したように、S 1 6 2 では、「. z i p」を含まない URL が作成されることがある。この URL

が P C 4 0 のユーザによって選択され、この URL がアクセスリクエストに含まれる場合も、S 1 6 4 で N O と判断される。S 1 6 4 で N O の場合、制御装置 2 0 は、アクセスリクエストに含まれる URL に対応するファイルが作成済であるのか否かを判断する (S 1 6 8)。ここで N O の場合、S 1 7 0 に進む。

10

【 0 0 6 8 】

S 1 7 0 では、制御装置 2 0 は、アクセスリクエストに含まれる URL からデータ形式を特定する。例えば、アクセスリクエストに含まれる URL が S 1 6 2 に例示されている URL 1 8 0 である場合 (「 c 1 5 0 . p d f 」 が含まれる場合)、制御装置 2 0 は、カラー、解像度 1 5 0 d p i、及び、P D F ファイルというデータ形式を特定する。この場合、制御装置 2 0 は、URL 1 8 0 に含まれるフォルダ名 1 8 0 c 及びファイル名 1 8 0 d を有するスキャンデータファイル 8 2 (図 3 参照) のスキャンデータ 8 2 d を、上記の特定されたデータ形式に変換する。これにより、P C 4 0 のユーザによって選択されたデータ形式を有するスキャンデータ (以下では「変換スキャンデータ」と呼ぶ) が作成される。制御装置 2 0 は、URL 1 8 0 のファイル名 1 8 0 d 及び文字列 1 8 0 e を有するファイル名と変換スキャンデータとが対応づけられているファイルを、フォルダ名 1 8 0 c を有するフォルダ 8 0 (図 3 参照) の下位ファイルとしてスキャンデータ記憶領域 2 6 に記憶させる。

20

【 0 0 6 9 】

制御装置 2 0 は、アクセスリクエストに含まれる URL に対応するファイル (即ち S 1 7 0 で作成されたファイル) と、そのファイルを共有フォルダ 5 0 内に格納することを指示するコマンドとを P C 4 0 に送信する (S 1 7 2)。これにより、P C 4 0 の共有フォルダ 5 0 にファイルが格納される。ユーザは、このファイルをオープンすることによって、スキャンデータを取得することができる。なお、図 5 の S 1 4 で複数の送信先が指定された場合、一方の送信先が URL にアクセスすると、その URL のファイルが S 1 7 0 で作成される。この後に他方の送信先が同じ URL にアクセスする際には、その URL のファイルが既に作成されている。この場合、S 1 6 8 で Y E S と判断され、S 1 7 0 がスキップされる。

30

【 0 0 7 0 】

(キャンセル処理)

続いて、スキャナ 1 0 のキャンセル処理について説明する。図 1 1 は、スキャナ 1 0 のキャンセル処理のフローチャートを示す。ユーザは、スキャナ 1 0 の操作装置 1 2 を操作することによって、スキャンデータのキャンセルを指示することができる。制御装置 2 0 は、このキャンセルが指示されることを監視している (S 1 9 0)。ここで Y E S の場合、制御装置 2 0 は、対応情報記憶領域 2 8 に記憶されている対応情報 1 1 0 , 1 1 2 (図 4 参照) のリストを表示装置 1 4 に表示する (S 1 9 2)。なお、パスワード 1 0 6 は表示されない。

40

【 0 0 7 1 】

ユーザは、操作装置 1 2 を操作することによって、表示装置 1 4 に表示されたリストの中から 1 つの対応情報を指定することができる。制御装置 2 0 は、対応情報が指定されることを監視している (S 1 9 4)。ここで Y E S の場合、制御装置 2 0 は、指定された対応情報にパスワードが含まれるのか否かを判断する (S 1 9 6)。ここで N O の場合、後述の S 1 9 8 ~ S 2 0 2 をスキップする。一方において、S 1 9 6 で Y E S の場合、制御装置 2 0 は、パスワード入力画面を表示装置 1 4 に表示する (S 1 9 8)。ユーザは、操作装置 1 2 を操作することによって、パスワードを入力することができる。制御装置 2 0

50

は、パスワードが入力されることを監視している（S200）。ここでYESの場合、制御装置20は、S194で指定された対応情報のパスワードと、S200で入力されたパスワードとが一致するの否かを判断する（S202）。ここでNOの場合、制御装置20は、S198に戻ってパスワード入力画面を表示装置14に再び表示する。一方において、S202でYESの場合、S204に進む。

【0072】

S204では、制御装置20は、S194で指定された対応情報の送信先104（図4参照）の共有フォルダ内から、S194で指定された対応情報のURL102（図4参照）を含むHTMLファイルを削除する。次いで、制御装置20は、S194で指定された対応情報のURL102に対応するフォルダと全ての下位ファイルとをスキャンデータ記憶領域26から削除する（S206）。続いて、制御装置20は、S194で指定された対応情報を対応情報記憶領域28から削除する（S208）。これにより、キャンセル処理が終了する。

10

【0073】

本実施例のスキャナシステム2について詳しく説明した。スキャナ10は、スキャンデータが送信されるべきデバイス（ここでは「PC40」とする）に向けて、そのスキャンデータを格納しているURL（図6の符号120c、図6の符号130c、図7の符号140c、図7の符号150c、図8の符号160c、又は、図8の符号170c）を送信する。この結果、PC40のユーザは、スキャンデータのロケーションを知ることができる。PC40のユーザは、URLにアクセスすることができる。この場合、上記のURLとPC40のIPアドレスとの組合せがPC40から送信され、スキャナ10によって受信される。スキャナ10は、上記の組合せが対応情報記憶領域28に記憶されていることを条件として、上記のURLに格納されているスキャンデータをPC40に送信する。スキャナ10からPC40に上記のURLが送信される過程において、第三者がURLを盗み見る可能性がある。第三者がPC40以外のデバイスを利用して上記のURLにアクセスしても、URLとデバイスのIPアドレスとの組合せが対応情報記憶領域28に記憶されていないために、スキャナ10は、スキャンデータを送信しない。本実施例によると、スキャンデータが第三者によって盗み取られる事象が発生することを抑制することができる。

20

【0074】

また、本実施例では、SCAN TO処理を実行する際にパスワードを発行することができる。第三者は、パスワードを知り得ないために、スキャンデータを取得することができない。本実施例によると、スキャンデータが第三者によって盗み取られることを効果的に抑制することができる。

30

【0075】

また、スキャナ10は、HTTPを使用する場合、パスワードを暗号化キーとしてZIPファイルを作成することができる。このZIPファイルが送信される。このために、スキャンデータが第三者によって盗み取られることを効果的に抑制することができる。一方において、スキャナ10は、HTTPSを使用する場合、ZIPファイルを作成しない。HTTPSを使用する場合、通信データの全てが暗号化されるからである。ZIPファイルを作成する処理を省略することによって、効率的に処理を実行することができる。

40

【0076】

以上、本発明の具体例を詳細に説明したが、これらは例示にすぎず、特許請求の範囲を限定するものではない。特許請求の範囲に記載の技術には、以上に例示した具体例を様々に変形、変更したものが含まれる。上記の実施例の変形例を以下に列挙する。

【0077】

(1) スキャンデータ記憶領域26に記憶されているフォルダと下位ファイルは、スキャンデータが送信された際に削除されてもよい。なお、図5のS14において複数の送信先が指定された場合、全ての送信先にスキャンデータが送信された際に、フォルダと下位ファイルが削除されてもよい。

50

(2) スキャンデータ記憶領域 26 に記憶されているフォルダと下位ファイルは、所定時間が経過すると削除されてもよい。

(3) スキャンデータ記憶領域 26 に記憶されているフォルダと下位ファイルは、古いものから順に削除されてもよい。この場合、スキャナ 10 のデータ記憶量が所定値を超えたことを契機として削除されてもよい。

(4) スキャンデータ記憶領域 26 に記憶されているフォルダと下位ファイルは、スキャンデータが送信されたものから優先的に削除されてもよい。

【0078】

(5) 図 6 の S56、及び/又は、図 8 の S102、及び/又は、図 8 の S108 の処理において、図 10 の S162 の処理を実行して各ファイルの URL 及びサムネイル画像データが作成されてもよい。この場合、図 10 のフローチャートにおいて、S162 の処理を省略してもよい。

10

【0079】

また、本明細書または図面に説明した技術要素は、単独であるいは各種の組合せによって技術的有用性を発揮するものであり、出願時請求項記載の組合せに限定されるものではない。また、本明細書または図面に例示した技術は複数目的を同時に達成するものであり、そのうちの一つの目的を達成すること自体で技術的有用性を持つものである。

【図面の簡単な説明】

【0080】

【図 1】 スキャナシステムの構成を示す。

20

【図 2】 送信先デバイス URL 記憶領域の記憶内容の一例を示す。

【図 3】 スキャンデータ記憶領域の記憶内容の一例を示す。

【図 4】 対応情報記憶領域の記憶内容の一例を示す。

【図 5】 SCAN TO 処理のフローチャートを示す。

【図 6】 図 5 の続きのフローチャートを示す。

【図 7】 図 6 の続きのフローチャートを示す。

【図 8】 図 7 の続きのフローチャートを示す。

【図 9】 スキャンデータ提供処理のフローチャートを示す。

【図 10】 図 9 の続きのフローチャートを示す。

【図 11】 キャンセル処理のフローチャートを示す。

30

【符号の説明】

【0081】

2 : スキャナシステム

10 : スキャナ

16 : スキャン装置

20 : 制御装置

22 : 記憶装置

26 : スキャンデータ記憶領域

28 : 対応情報記憶領域

40 : PC

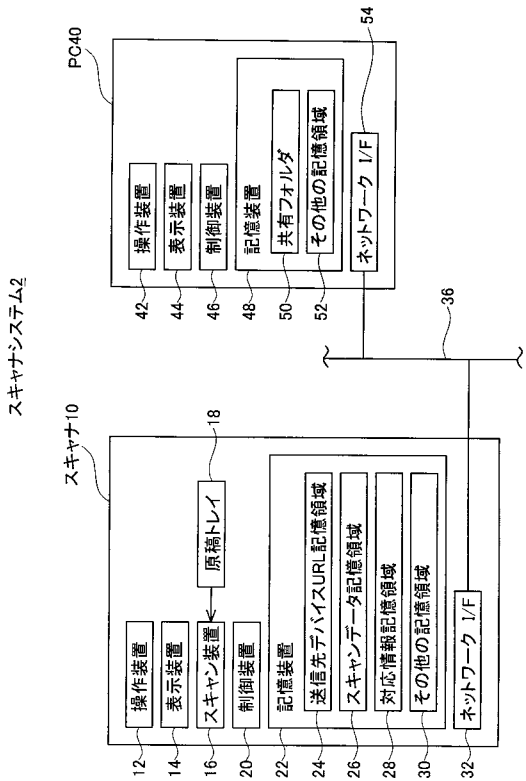
46 : 制御装置

48 : 記憶装置

50 : 共有フォルダ

40

【図1】

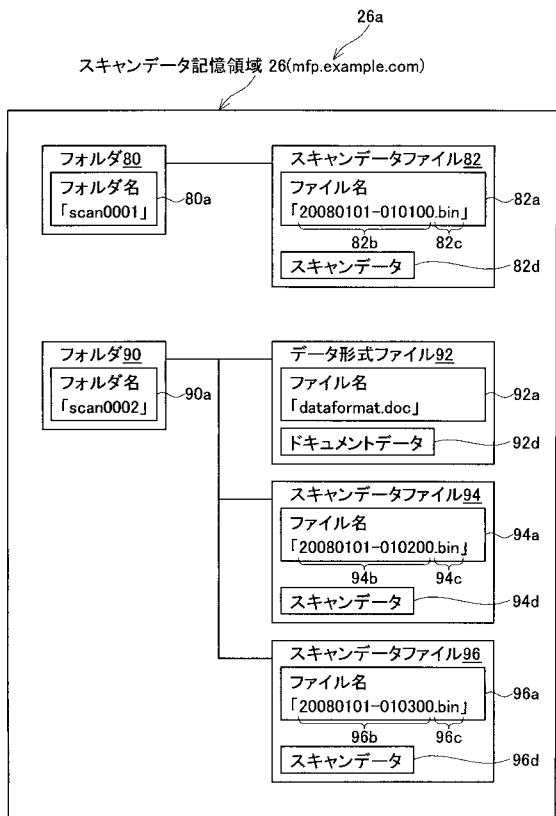


【図2】

送信先ドメイン記憶領域 24

60	名称	共有フォルダURL	暗号化
70	SUZUKI	192.168.0.2/common	YES
72	YAMADA	192.168.1.1/common	NO

【図3】

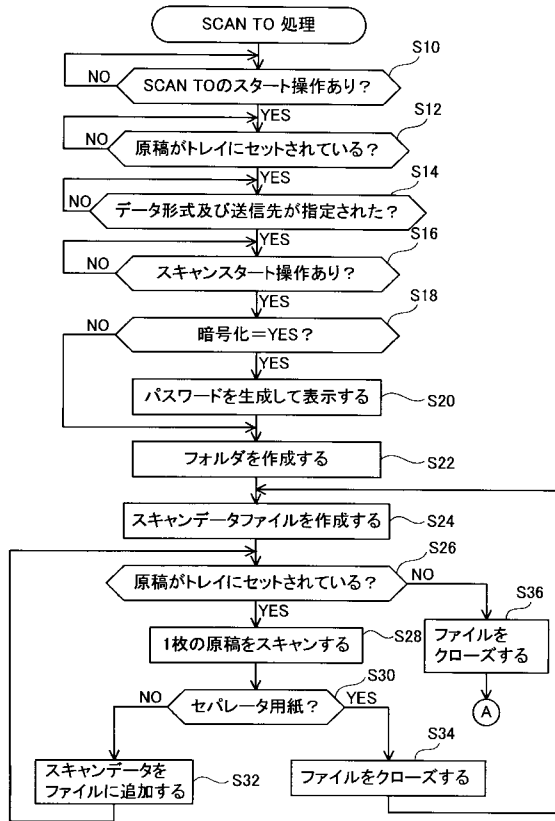


【図4】

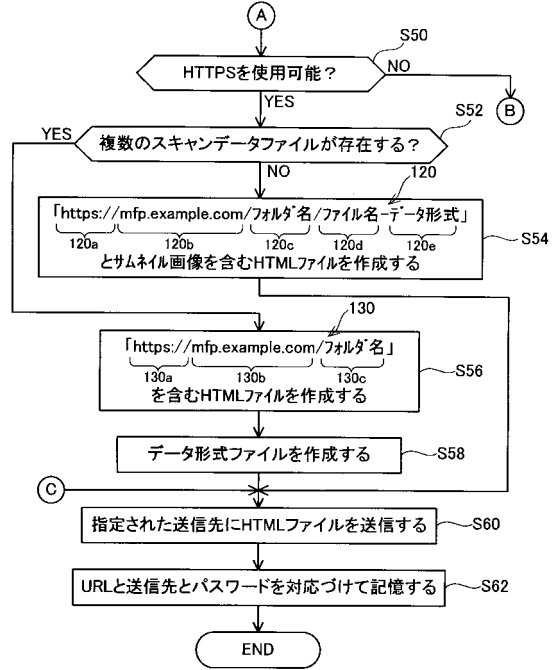
対応情報記憶領域 28

100	ID	URL	送信先	パスワード
110	001	https://mfp.example.com/scan0001	192.168.0.2/common	1111
112	002	https://mfp.example.com/scan0002	192.168.1.1/common	

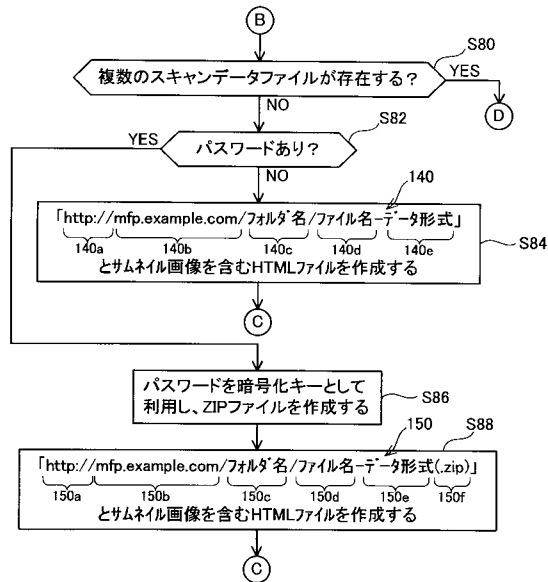
【図5】



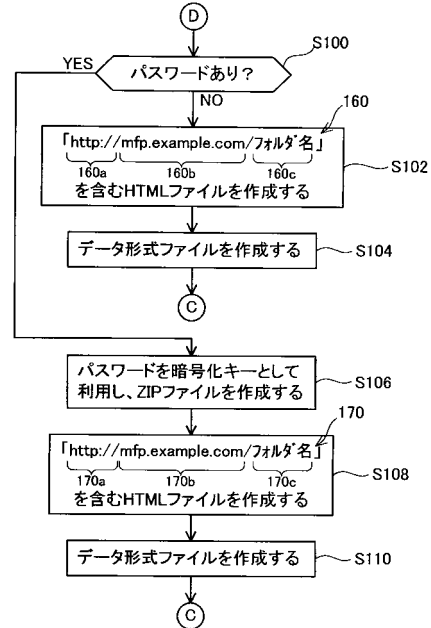
【図6】



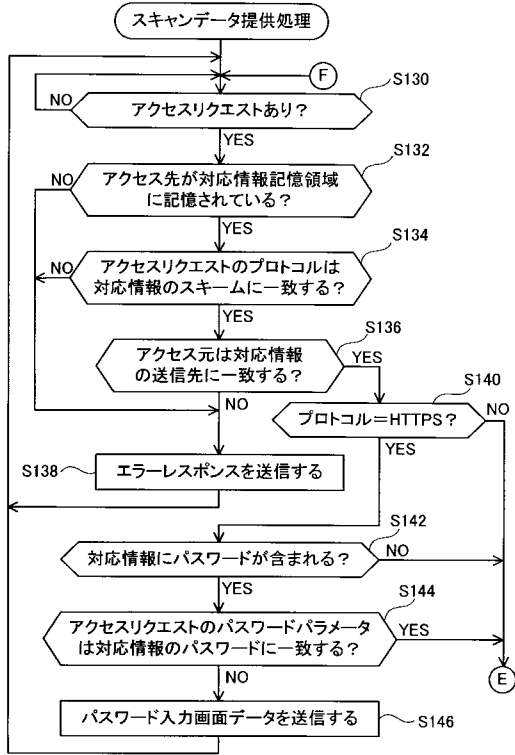
【図7】



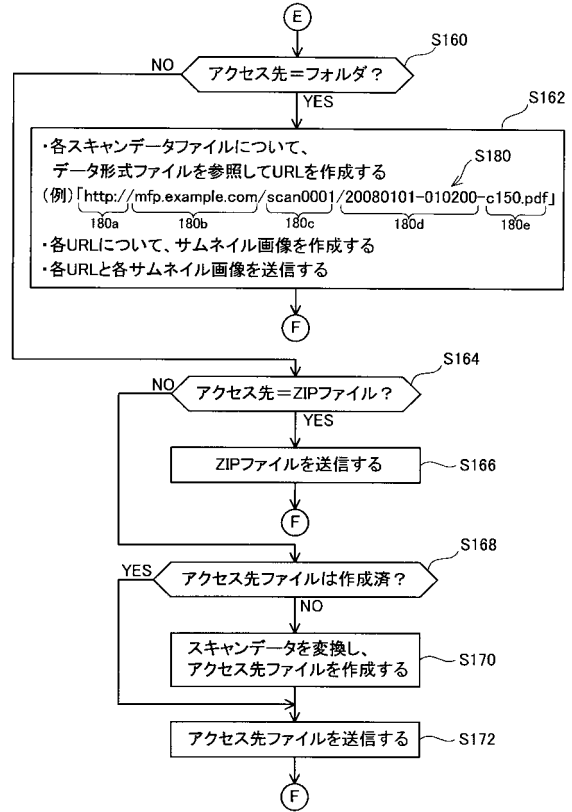
【図8】



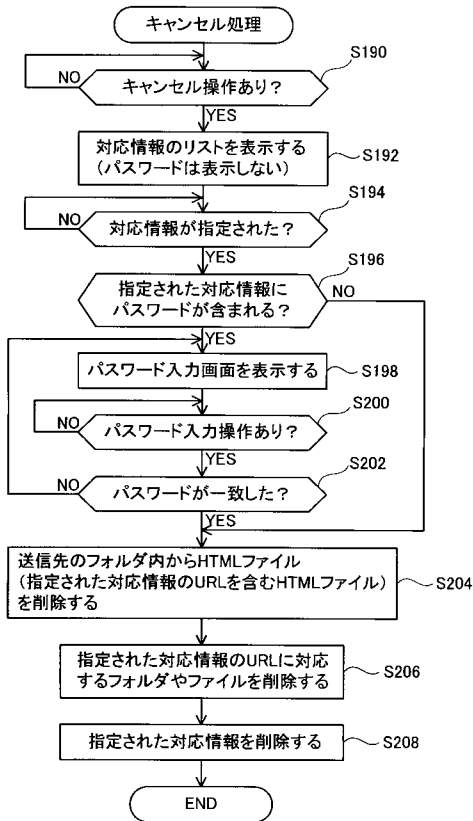
【図9】



【図10】



【図11】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2000-092121(JP,A)
特開2002-077473(JP,A)
特開2003-115969(JP,A)
特開2004-086731(JP,A)
特開2004-172903(JP,A)
特開2004-363934(JP,A)
特開2005-191777(JP,A)
特開2006-136014(JP,A)
特開2006-311344(JP,A)
特許第3461750(JP,B2)
国際公開第01/091452(WO,A1)
ハーマン エリック,CGI入門-原理、技法、Perlスクリプト,日本,プレティスホール出版,1997年 6月10日, 初版,p.385-413

(58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)

G06F 12/00
G06F 13/00
H04N 1/00
コンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)